



三重県公報

令和5年10月17日 (火)

第 457 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
642	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
643	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
644	保安林の指定を解除する予定である旨	(治山林道課)	2
645	保安林の指定を解除する旨	(同)	2
646	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(同)	3
647	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水産振興課)	3
648	同件	(同)	4
649	証紙の販売人の住所及び販売所の所在地を変更した旨の届出	(出納局)	4
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5

告 示

三重県告示第 642 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	フラワー薬局白塚店	津市白塚町 2086		薬局	令和 5 年 10 月 1 日
薬局	健やか薬局半田店	津市半田字平木 209-1		薬局	令和 5 年 10 月 1 日
薬局	キリン堂薬局夏見橋店	名張市夏見 2452		薬局	令和 5 年 10 月 1 日
薬局	志摩センター薬局	志摩市阿児町鶴方 1262-16		薬局	令和 5 年 9 月 1 日

三重県告示第 643 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	イオン薬局四日市北店	四日市市富州原町 221-2	四日市市富州原町 2-40		薬局	令和 5 年 8 月 1 日

三重県告示第 644 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定です。同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除予定保安林の所在場所
津市榊原町字奥山 4183 番 43 から 4183 番 45 まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 645 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥羽市浦村町字立神 147 番 13、147 番 16 から 147 番 24 まで
- 2 保安林として指定された目的

魚付き

- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 646 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一見勝之

- 1 解除予定保安林の所在場所
津市榊原町字奥山 4183 番 43 から 4183 番 45 まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 647 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 22 年三重県告示第 507 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一見勝之

表中

「

長島町区域 （三重外湾漁業協同組合のうち 長島町の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ③ 小型沿岸釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ④ 総トン数 10 トン未満の漁船により営む①、②及び③以外の漁業 ⑤ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。） ⑥ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業（総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。） ⑦ 沖合底びき網漁業、中型まき網漁業（総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。）及び雑魚定置漁業 ⑧ さんま漁業（総トン数 4 トン以上 20 トン未満の漁船により棒受網又は流し網を使用するものをいう。） ⑨ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ⑩ ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨以外の漁業
------------------------------------	--

を

「

長島町区域 （三重外湾漁業協同組合のうち 長島町の地区）	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ③ 小型沿岸釣りはえなわ漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ④ 総トン数 10 トン未満の漁船により営む①、②及び③以外の漁業 ⑤ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業（総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるものをいう。） ⑥ 近海かつお漁業、近海まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業（総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。） ⑦ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑧ ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦以外の漁業
------------------------------------	--

」

に改める。

三重県告示第 648 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 24 年三重県告示第 57 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

表中

三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち 三浦の地区)	① 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ② 大型定置漁業及び小型定置漁業 ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ④ ①、②及び③以外の漁業
----------------------------------	--

を

三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち 三浦の地区)	① 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ② 大型定置漁業 ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ④ ①、②及び③以外の漁業
長島町・三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち 長島町の地区及び三浦の地区)	沖合底びき網漁業、中型まき網漁業（総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。）、雑魚定置漁業及び小型定置漁業

に改める。

三重県告示第 649 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、住所及び販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の氏名（名称） 及び販売所の名称		旧	新	変更年月日
販売人 一般財団法人 三重県 交通安全協会 尾鷲地区交通安全協会	住所	三重県尾鷲市古戸町 1 番 50 号	三重県尾鷲市矢浜四丁目 902 番地 1	令和 5 年 10 月 2 日
販売所 一般財団法人 三重県 交通安全協会 尾鷲地区交通安全協会	所在地	三重県尾鷲市古戸町 1 番 50 号	三重県尾鷲市矢浜四丁目 902 番地 1	

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 5 年 10 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和5年10月16日から令和6年3月22日まで

3 作業地域

四日市市楠町小倉

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和5年10月17日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和5年9月12日から令和6年1月19日まで

3 作業地域

員弁郡東員町大字大木、同町大字鳥取及び同町大字八幡新田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和5年10月17日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和5年9月29日から令和6年1月31日まで

3 作業地域

三重郡朝日町大字柿

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
